

保険料水準の統一について

1 第1回運営協議会以降の取組みについて 資料2

- ・国が完全統一の目標年度（R15）を示したことを受けて、保険料水準統一の手順・工程表（資料2）に「第4段階：完全統一の実現」を追加しました。
- ・工程表詳細版を作成し、市町村の同意を得ました。
（工程表詳細版の内容に合わせて、手順・工程表の第3段階「『標準的な収納率』の統一方法」の検討期間を1年前倒しました。）
- ・令和7年度から統一することとした5項目について、令和7年度の納付金算定に反映しました。

2 保険料水準統一に向けた工程表詳細版について 資料2-2～2-3

手順・工程表の「第2段階：納付金及び標準保険料率算定項目の統一」の実現に向けて、「統一項目」「統一方針又は検討の方向性」「統一の困難度」「検討期間」「統一の実現時期」を一覧にした工程表詳細版（資料2-2）を作成しました。（※資料2-3は各項目の概要説明資料）

この表に基づいて統一に向けた取組みを進め、第3期運営方針で「県が算定する市町村標準保険料率を、すべての市町村において同一とする」と掲げた県の統一目標の実現を図ります。

3 令和7年度以降の統一に向けた取組みについて

令和7年度以降については、完成した工程表詳細版に基づいて保険料水準統一に向けた取組みを行います。

【令和7年度の予定】

- ・15項目に関する検討を開始し、年度内に難易度小とした7項目の合意実現を目指します。